

令和3年7月27日  
定員：45名

労働安全衛生法令で定められた資格要件のひとつ

# 「衛生推進者養成講習」

を開催します。

対象者 新しく衛生推進者に選任される方

労働安全衛生法令により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、「安全衛生推進者」または「衛生推進者」を選任しなければなりません。

衛生推進者を選任すべき業種は次の業種以外の事業場です。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業



STOP!

定員に達しましたので  
募集を打ち切ります。

(※ 衛生推進者の選任に替えて「安全衛生推進者」の選任もご検討ください。)

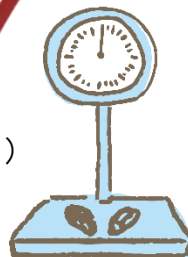
受講料 8,000円

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和3年7月27日 3時50分から15時00分

研修時間 5時間 (学科研修 5時間)

研修場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1-17)



受講申込の締切日 令和3年7月19日 (月)



## お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和3年7月19日(月)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)を超えた場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 講習終了後に、事業所へは「受講者記録」を、受講者には「衛生推進者養成講習修了証」を交付します。
- ③ 受講申込み後は、令和3年7月19日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は地図の「P1」、 「P2」の駐車場)をご利用ください。



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者はマスクを持参、着用してください。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。受講受付時に検温を行いますのでご協力をお願いいたします。なお、その際発熱等が認められる場合は受講をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。